

特例有床診療所の事務手続きについて

特例病床の設置が認められる診療所（特例有床診療所）

次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所

- ① 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所
次のいずれかの機能を有していること。
 - ・在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
 - ・急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
 - ・患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
 - ・他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入を行う機能（入院患者の1割以上）
 - ・当該診療所内において看取りを行う機能
 - ・全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
 - ・病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
- ② 小児慢性特定疾患（平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号）の治療のための病床を必要とする診療所
- ③ 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所

①知事への事前協議

- ・診療所の開設者等は、知事に対し事前協議を行う。
- ・知事は、特例有床診療所としての要件が満たされていること、診療所の運営計画、病床数の妥当性等を確認する。
- ・診療所の開設者等は、知事に対し有床診療所（増床）計画書を提出する。



②医療・病床懇話会での説明（事前協議が整った場合のみ同懇話会へ進む。）

- ・知事は、病床を設置又は増床しようとする地域の懇話会において、特例有床診療所の制度について説明する。
- ・診療所の開設者等は、懇話会に出席し、計画書を説明する。



③保健医療協議会への意見聴取

- ・病床を設置又は増床しようとする地域の協議会への意見聴取は、知事が文書により行う。
- ・知事は協議会において、特例有床診療所の制度について説明する。
- ・診療所の開設者等は、保健医療協議会に出席し、計画書を説明する。
- ・協議会は知事の依頼に基づき、新たに一般病床等を設置又は増床することについて協議を行う。
- ・協議会は知事に対し、文書により協議結果を回答する。



④医療審議会（新增設部会）への諮問（医療法施行規則第1条の14第7項関係）

- ・知事は、審議会に対し、特例有床診療所及び病床数について諮問する。
- ・審議会は諮問に基づき審議を行う。
- ・審議会は知事に対し、答申する。



⑤有床診療所（増床）計画について（通知）

- ・知事は保健所及び開設者等へ答申内容を報告する。（開設者等へは保健所経由で通知。）



⑥使用許可等の手続き

- ・開設者等は保健所に「診療所構造設備使用許可申請書」を提出する。
- ・保健所は「診療所構造設備使用許可申請書」に基づき、法第27条の使用前検査を実施する。
- ・保健所が開設者等に許可書を発行する。



⑦一般病床等の設置の届出（医療法施行令第3条の3）

- ・審議会にて特例有床診療所として認められた診療所の開設者等は、病床設置後10日以内に保健所を経由して知事に病床設置等を届け出る。